

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和6年2月15日(水)午後1時30分から午後2時35分
場所 教育文化会館501号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、濱田清人、
荻野洋一、大浦清和、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、
塩谷俊之、河合雅司
(欠席委員：森本太郎)

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

三國嘉彦、濱田清人

6 県職員

南條副主幹、飯野主任

7 事務局職員

辻本事務局長(水産班長兼務)

8 付議事項(議題)

(1) 知事管理漁獲可能量(するめいか)の設定について(諮問)

県水産漁港課の飯野主任から、資料1により、「知事管理漁獲可能量(するめいか)の設定について」諮問された。

令和6年2月13日付けで、国から令和6管理年度の配分通知があり、富山県には現行水準で配分された。目安数量としては1,360トンになっているが、令和5管理年度の目安数量は3,245トンだったので、大きく減少した。国全体のTACについては、令和4から6管理年度までの3年間、79,200トンに固定して動いているところである。しかし、最新の資源評価が非常に厳しいものであり、資源の状況が悪くなる一方であること、ある程度漁獲を抑えた形で管理すれば、将来的には資源が上向き予測が得られていることから、令和6管理年度の配分量については、直近3カ年の平均漁獲量に合わせ、実際に配分するのは79,200トンのうちの29,000トンと

し、残りの 50,200 トンは国留保となった。以上から、目安数量も 3 分の 1 強となっている。富山県の最近の漁獲量は 1,000 トン弱から 1,500 トン弱ほど、10 年平均だと 1,700 トンほどのため、若干達していない。一方、令和 5 管理年度の漁獲は 408 トンにとどまっており、2～3 月に漁獲が増えると思われるものの、ここ数年と比べると、かなり少ない状況ではある。今後のスケジュールについては、本日諮問をして、その後農林水産大臣へ承認申請を行い、承認が得られれば、設定、告示となる。諮問文を 2 枚目に添付した。

委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(2) 知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）の設定について（諮問）

県水産漁港課の飯野主任から、資料 2 により、「知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）の設定について」諮問された。

国際的な動きとして、令和 5 年度の W C P F C において、小型魚から大型魚を振り替える際、1.47 倍できるのが小型魚の枠の 10%であったところ、30%まで可能となった。我が国において、令和 6 管理年度から反映されることとなった。富山県の当初配分は、小型魚が 98.5 トンで、令和 5 管理年度から変更はなかった。一方、大型魚は 15.2 トンで、0.1 トン増えた。増えたのは、先述のとおり、小型魚から大型魚へ振り替える際、小型魚枠の 30%まで 1.47 倍できるようになったことが影響している。毎年国全体で 442 トンを振り替えているが、小型魚の枠が、国全体で 4,007 トンだったので、442 トンのうち 400 トンだけを 1.47 倍していた。それが 442 トンすべてを 1.47 倍できるようになったので、大型魚の枠がその分国全体として増えた。富山県の割り振り分は少ないものの、0.1 トン増えている。例年 5 月から 6 月にある追加配分については、令和 5 管理年度と同様の方法で決定される。令和 5 管理年度が終わらないと繰り越しの数量が確定しないので、具体的な数字が固まるのは、年度が明けてからになる。その他としては、4 月から 5 月に水産庁から都道府県に対し、小型魚から大型魚への振り替え要望調査が予定されている。県内での配分に関し、小型魚については令和 5 管理年度からまったく変えていない。大型魚については、0.1 トン増えた分を表に示した。直近の最大漁獲実績に応じて按分している。令和 5 管理年度の枠は、氷見漁協定置で 10.10 トン、新湊漁協定置で 2.32 トン、その他で 2.78 トンの合計 15.2 トンとしている。諮問文は資料に示したとおりである。参考情報として、令和 5 管理年度の実績を示す。2 月に入ってから漁獲が続いており、小型魚については、最新の情報だと氷見漁協定置で 70%ほど、魚津漁協定置では 2 月 10 日時点で 87%まで消化率が上がっている。その他の定置についても、少しずつ漁獲が積み上がっている。大型魚も消化率が高まっており、氷見漁協定置で 60%弱、新湊漁協定置は過去にない 95%まで上がっている。県全体でも 60%ほどで、これまでにないほど高い消化率で推移している状況である。

委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として

「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(3) 定置漁具への繋がり釣りに関するアンケートについて（協議）

事務局の飯野主任から、資料3により、「定置漁具への繋がり釣りに関するアンケート発出について説明があった。

前回の海区漁業調整委員会で各漁協向けにアンケートを作成し、スケジュールの意向を把握したいと説明した。それを受け、資料3に示したとおりアンケートを依頼しようと考えており、この内容について協議したい。漁業調整規則では、定置漁業の保護区域で魚道を遮る行為や魚群を散らす行為を禁止しているが、繋がり釣りをするだけでは、そういった行為と断定することは難しいので、海区漁業調整委員会指示の発出を考えている。海区漁業調整委員会指示は漁業法第120条に定められている海区漁業調整委員会の権限の1つであるが、漁業法や漁業調整規則を補完できるものであり、随時的・局所的である場合に適当となるため、その発出を検討しているところである。鏡文の内容は、被害状況の把握や海区漁業調整委員会委員会指示の発出そのものに対する意見を伺いたいというものになっている。アンケートの内容としては、そもそも被害があったか、どういったものか、何か統で被害があったか、時期による違いがあるか、誰か怪我をして操業に支障が生じたかというようなものとなっている。次の項目として、繋がり釣りの制限を海区漁業調整委員会指示で行うことが妥当か、その他様々な意見を聞かせてほしいという形でたたき台を作った。参考資料として、海区委員会指示とは何かについて簡単に示したものを添付した。この鏡文やアンケートの項目について、委員の意見を伺いたい。

鷲北委員から、繋がり釣りということで、アンケートでは釣り針をメインに記載しているが、例えば船のスクリューでロープを切っていく事例はアンケートの6に書けばいいのか。

飯野主任から、6もしくは、最後のその他の項目に記載してもらえればよい。

島崎委員から、現在の漁業調整規則では、魚道の遮断や魚群の散逸行為に罰則が設けられているとのことだが、具体的に罰金や懲役等はあるのか。

飯野主任から、6月の懲役もしくは10万円以下の罰金になる。

島崎委員から、この海区漁業調整委員会指示では罰則は科されるか。

飯野主任から、参考資料の最後に罰則に関するスライドがある。違反があった者に対して指導があり、指導をしてもさらに違反があったら、県知事から裏付け命令というものが発せられ、その裏付け命令をさらに違反したら、初めて罰則というのがひとつ考えられる。

島崎委員から、現場では、「つるぎ」の取締員は皆警察取締職員として送致等できるのか。

南條副主幹から、司法警察員の権限を持っており、そういった手続きは可能である。

島崎委員から、この海区漁業調整委員会指示に基づいて違反行為が認定できれば、同様の形で検察に送致できるのか。

南條副主幹から、検察に送致することは可能である。

島崎委員から、他の都道府県ではよくあることなのか。

南條副主幹から、正直なところ、こういった海区漁業調整委員会指示に基づく裏付け命令に従わなかったことに対する送致等はあまり事例がない。

島崎委員から、実際の事例がなくても、背後にそういった権限があれば、違反行為を目にしたときに強い態度で指導できるようになるということか。

南條副主幹から、この海区漁業調整委員会指示を発出することになれば、今までグレーだった繋がり釣り自体が明確に海区漁業調整委員会指示違反として、取締あるいは指導することが可能になるので、より強い抑止力に繋がる。

島崎委員から、漁業調整規則で罰則を設ける際、地方検察庁等に協議が必要だと思うが、海区漁業調整委員会指示の場合は必要となるか。

南條副主幹から、海区漁業調整委員会指示を発出することに関しては、本委員会で諮って了解が得られればよい。富山県内で海面の委員会指示はほとんど事例がないが、内水面では内水面漁場管理委員会指示という形でいくつか発出している。

荻野委員から、定置網から何メートル以内で釣りをするのは禁止といったことは、そもそも法律で定められていないということか。

南條副主幹から、漁業調整規則の第34条第2項に魚道を遮断することや魚群を逸散させてはならないと記載されているが、第34条第1項で定置漁具に対して保護水面というものが設定されている。例えば、ぶり定置漁業だと、前面1500メートル、後面300メートル、沖合300メートルという形で、定置網の周りに保護水面が設定されており、その水面の中で魚群を逸散させる行為や魚道を遮断するような行為をしてはならないとなっている。一応定置漁具の周りに禁止区域のようなものは設定されている。

荻野委員から、釣りをすること自体がその魚群を散乱させるかどうか曖昧だからということか。

南條副主幹から、そのとおりである。

上野委員から、漁業者が違反行為を見つけて、例えば写真を撮ってきたとなれば、どこに情報提供すればよいか。

南條副主幹から、水産漁港課へお願いしたい。海区漁業調整委員会の事務局も同じ部屋にあるので、情報共有しやすい。

中村委員から、海上保安庁でなくてよいか。

南條副主幹から、海上保安庁でも構わないが、そちらでは海区漁業調整委員会指示に基づいて、送致まで持っていく事例はあまりないらしい。

中村委員から、実際に採捕制限を行うということは、具体的にどのようなことか。繋がっているのを誰かが現認して、注意喚起や指導を行うのか。

南條副主幹から、基本的には取締船「つるぎ」で適宜やっていく形になる。今も取り締まりはしているが、根拠となる法令のところ、どうしても強めに指導することができないのが1つの課題だったので、今回は強い

指導ができる根拠となる法令を整備する。そこで海区漁業調整委員会指示を検討している。

中村委員から、「つるぎ」はあまり見かけないが、取り締まりは大丈夫か。

網谷会長から、やはり現行犯でなかったら、取り締まりはできないのか。

南條副主幹から、そのとおりである。

鷲北委員から、現行犯でなければならぬ件について、今はドローンであれ、自分で撮影であれ、証拠写真があれば何とかなるといった話を聞いたが。

南條副主幹から、一度確認したい。

上野委員から、県に報告したら、その船の持ち主に連絡が行くというわけではなく、あくまでも現行犯か。

南條副主幹から、基本は現行犯だが、情報としてこちらで把握して、例えば遊漁船であれば、県で登録されているので、その船の名前や住所がわかり、注意喚起やその人に注目して取り締まりをすることとなる。

網谷会長から、やはりその辺りをもう少し考えた方がいいと思う。というのは、プレジャーボートは速いので、取り締まりに来たなと思ったら逃げてしまう。せつかくこのような厳しい措置をするのであれば、そこに対応した方がいいと思う。

高松委員から、現行犯というのは大変難しいと思う。「つるぎ」のすごくいいカメラで証拠写真も撮っておき、そこから特定していかないと駄目だと思うし、なかなか現行犯というのは厳しいと感じる。海区漁業調整委員会指示を制定することは問題ないが、現場対応としては難しいかなと感じるので、対策を考えておく必要があるのではないか。

坂田委員から、アンケートの仕方について、ほぼ自由回答のような感じなので、集計が大変だと思う。質問を絞る、選択肢を用意する、表面のみにするとかした方が回答もしやすいのかなと思う。何人ぐらいにアンケートするのか。

飯野主任から、各漁協に対してのため9である。確かに自由記載だとあまり書いてもらえないかもしれないので工夫したい。

高松委員から、これは定置漁具に限定してのアンケートか。刺網に繋がれるかはわからないが、その地区の漁業の漁具における繋がり釣りの状況を聞くのか。

南條副主幹から、現状では定置網を想定しているが、例えば刺網等で繋がり釣りにより危ないあるいは何らかの被害を受けているということであれば、その他のところで書いていただくとか、情報提供をお願いする。

河合委員から、今までは繋がり釣りは違反かどうか明確でなかったから指導も難しかった。この海区漁業調整委員会指示が出ると違反になるため、広く周知する必要があるが、どのように行うか。

南條副主幹から、内水面ではすでに委員会指示というのをを出しており、それが参考になる。例えば県のホームページで公表、釣具店にパンフレットを配布といったことができる。また、県で遊漁船業者を登録しており、

登録者の住所を把握しているのです、そこへ連絡できる。ほかには、海面利用協議会のように遊漁者と意見交換する場でも周知や発信できるので利用したい。

網谷会長から、ほとんどの遊漁者は定置網に繋がって釣りをしたら駄目ということを理解しているはずである。なぜするかといたら、注意を受けたら逃げればいいのか、離ればいいのか、罰則もまったくなかったということで、なかなか減らないというのが現状ではないかと考える。そのため、今回罰則がかかることを前面に出すのが必要と思う。

塩谷委員から、船の免許更新のときに詳しくお願いすればいいのではないかと。また、その場合、どこに言えばよいか。

南條副主幹から、そういった際に情報提供できるよう検討したい。運輸局に言えばよいかもしいないが、調べてみないとわからない。

塩谷委員から、1点目として、アカムツについて、新湊漁協の漁業者が資源管理して、産卵などを考えながら時期を決めて操業している中で、プレジャーボートがSNSで釣れる場所を広め、資源を枯渇させるようなことは困る旨を発信してほしいと要請が出ている。2点目として、先ほど定置の保護区域でぶり定置のことを言われた。網によってはどこが前面でどこが後面かといった話になるが、どのように設定されるのか。

南條副主幹から、2点目については、以前水産漁港課に問い合わせがあり、整理したものがあるので、改めて情報共有したい。1点目については、法律で採捕が禁止されている、あるいは制限されている魚種であれば、その徹底やいろいろな機会を設けて発信を行えばよいかと思うが、そうでない魚種は、資源管理をしているのでご協力くださいというような言い方をお願いベースで発信していくしかない。

塩谷委員から、アカムツを狙って操業されている刺網漁業者にとっては死活問題である。漁業者側で資源管理に取り組んでいるのに遊漁者は獲り放題である。

網谷会長から、富山県には遊漁船は千隻もいるので、10キロずつ釣ったとしても1日に10トン釣ってしまうことになる。日本中でどこも同じ問題で、どうしたらいいかということになっている。やはり遊漁者も一緒に資源保護をさせ、協力金を出させるというくらいしかないという気はするが、あまり強く漁業者が言うと、海はお前らのものかという話になってくるので、結構難しい問題である。

高松委員から、アンケートの2でどのようなものが残っていたかを聞いているが、できれば写真の提供もお願いすればよいのではないかと。

飯野主任から、了解した。

上野委員から、このアンケートは共同漁業権の小型定置も対象なのか。

南條副主幹から、基本的にはすべて対象となる。

繋がり釣りに関する海区漁業調整委員会から漁協へのアンケートについて、「異議なし」として議決された。

(4) 資源管理の状況等の報告について（報告）

県水産漁港課の飯野主任から、資料4により、「資源管理の状況等の報告について説明があった。

漁業法の改正により、漁業権者は漁場を適切かつ有効に使わなければいけない。なおかつ、その漁場について、年1回以上資源管理の状況や漁場の活用状況を県に報告しなければいけない。県としては、その報告を受けて、免許の切替えや指導・勧告を行う際の判断の基礎資料として使っている。報告を受けた県は、年に1回以上海区漁業調整委員会と情報を共有しておかなければいけないと漁業法や施行規則で定められている。今回は令和4年1月から12月分の報告を行う。まず共同漁業権は、切替え前のため1から9号になるが、資源管理の取り組みとしては定期的な漁場監視であったり、漁獲量や漁場の活用状況については水産情報システムで確認した。適切かつ有効に利用しているかについては、行使権者数や行使の状況を確認したところ、どの漁業もまったく操業していないといったことはなかった。定置漁業権も同様に漁場監視を行っていたほか、水産情報システムで漁獲量、操業日数、漁場の活用状況を報告してもらった。区画漁業権については、令和4年分で1から21号となっている。こちらに関しても同様に報告を受けている。報告を受け、別紙1のチェックシートにより県で点検を行っている。すべての共同漁業権やほとんどの定置漁業権、実際養殖を行っている区画漁業権のように、文句なくチェックが入る場合は別紙2のように問題なしとしている。対象期間において、漁獲がなかったところが定置漁業権の一部であるが、漁獲がなくても仕方がない理由であれば問題ないということとなっている。聞き取り等を行って、例えば、漁獲量不調であり、資源の回復を図るため現在は休漁しているということが確認できれば、仕方がないということで、県で問題なしと判断した。例として、別紙3には定第54号の大神楽のものを載せている。別紙4は区画漁業権でよくあった例だが、同様に聞き取りを行い、魚価安によって採算がとれない、漁場が浅くなって使えないといった理由を確認し、仕方がないということで問題なしと判断した。以上すべての漁業権の免許について問題なしという評価になり、指導となるものはなかった。県の意見は全体として問題なしであった。

鷺北委員から、2枚目の定置漁業権の免許番号のところ、47番が2つあるので修正をお願いします。

飯野主任から、修正する。

(5) その他

県水産漁港課の辻本班長から、資料5により「令和6年能登半島地震による漁業被害について」情報提供された。

まず漁港については、氷見と新湊の県営2漁港、氷見市管理の女良から阿尾の5漁港、富山市管理の四方、水橋漁港、魚津市管理の経田漁港等で、数多くの被害箇所が認められている。1月補正の専決予算において、災害復旧対策費で14億5,200万円を確保し、国の査定官が入りながらどういった復旧工事が望ましいか、今後の予定を立てている状況である。災害復

旧費でできない部分については、県単独漁港災害復旧費となり、専決で2億9,500万円を確保している。共同利用施設については、給油施設、製氷施設や荷さばき所等になるが、県全体で47施設に被害が認められている。県漁連では、新湊の給油所で4件、氷見の給油所で1件、氷見漁協では、漁協本所、市場、荷さばき所や製氷施設など9件の被害が認められている。新湊漁協では、漁具倉庫、女性部食堂や網干場など8件、とやま市漁協では、水橋で被害が大きく、荷さばき所など6件、魚津漁協では、荷さばき施設や水産加工処理施設など8件、その他としては、堀岡養殖漁協の養殖施設で4件、入善町の海洋深層水の取水施設で1件、氷見の水産加工組合で3件、内水面の漁協で2件の被害が発生している。また、県の氷見栽培漁業センターの取水関係も被害を受けている。まだ予算の確保はできておらず、現在各漁協で施設の状況や今後の復旧を立てるために見積もりを取ってもらい、どれぐらいの経費をかけてどう直していくかという作業を依頼しているところである。それを県が集計し、早くて令和6年度6月の予算等で復旧に向けた予算措置をする。国は2分の1の補助となるが、県と市町はまだ決まっていない。共同利用施設の補助というのは、通常県10分の1、市10分の1、漁協10分の3であるが、今回災害対応になるので、水産漁港課と財政課で協議して補助率を決めて、修復に取りかかる形となる。漁具・漁船については、合わせて90件の被害が認められている。特に漁具では、定置網のロープの破損やアンカーの流出が45件認められている。定置網は、急斜面のような地形にあるところのアンカーが深みに落ちて流出し、大きな被害となっている。大きなところでは1経営体で7,000万円の被害額となっている。べにずわいかご縄やばいかご縄の漁具については、海底地すべりのせいかわからないが、ほとんどすべてが流出している。場所が少し異なるが、刺網・かご縄でも2件ある。漁具に関しては県全体で82件である。県漁連では被害額を2億6,000万と算定しているが、すべてはまだ把握できていないということなので、県では被害想定額を5億4,000万と想定し、復旧に向けた予算措置をしたところである。予算の状況については、2月補正予算専決処分において、能登半島地震被害漁船・漁具復旧支援事業費で4億500万円、被害想定額5億4,000万の4分の3の予算措置をしている。内訳については、国が12分の4、県が12分の5、合わせて4分の3の補助になっている。すべてではないが、市町も上乗せをしてもらえよう調整しているところである。国と県の部分は県から直接漁協に補助することになると思うが、市町は横付け補助という形で進められると思うので、直接市町と相談してほしい。この事業の補助対象は漁協となり、漁協が漁具を代わりに購入して、各経営体へリースする形をとってもらおう。なぜなら、税金であるため、経営体への直接補助は相当の理由がないとできないからである。共同利用することとなるが、漁協に肩代わりしてもらい、漁具の耐用年数である3年を過ぎた段階で減価償却したものを各経営体に無償で渡すこととなる。3年間で各経営体はリース料として漁協に、4分の3の残りを支払うスタイルを考えている。要綱等は大体準備できたところなので、これから各漁協へ必要な資料、証拠書

類や手続きを案内していく。南條副主幹が担当しているので、相談しながら取りかかっていたいと思っている。

中村委員から、すでに資材を購入して、支払いが終わっている場合はどういった措置となるか。

辻本班長から、国と協議したところ、遡及措置として1月1日以降に購入した漁具も補助対象としてよいという返事は受けているが、個別に相談してほしい。

網谷会長から、底びき網の漁業者は地震のあった1月1日に出漁しておらず、直接の被害はなかった。しかし、間接的な被害というか、漁場が壊れてしまっていて、今まで網を曳けていた場所でまったく曳けなくなったと聞いている。そういった場所がかなりあり、岩瀬地区ではすべての船が何回も網を破損し、操業できない場所が半分ぐらいある。おそらく新湊地区も一緒だと思うが、それに対して補助はあるか。

塩谷委員から、新湊漁協ではそれも対象としてほしいと要望している。

辻本班長から、震災以降に新たに発生した漁具被害ということで、地震と関係づけられるかが肝要である。悪質でない限り認められるとは思うものの、便乗してきた人と区別がつかなくなる可能性があるので、どう整理するか、どのような手続きをとればよいか検討させてほしい。漁場の変化への対応については、年間わずかな額ながら藻場の保全や海岸の清掃等を行っている水産多面的機能発揮対策事業というものがあり、ここで水産庁から県の協議会にトンネルして直接県漁連で支援する形で、1億2,000万の予算を確保している。漁場の調査、もし漁場の調査をして、何らかの改善策、例えば小底であれば、海底耕耘が必要となった場合は、漁業者に対して、日当や船舶の使用料等を支払うことができる。こうした漁業ではない活動に対して、漁場回復のための経費として1億2,000万円を確保している。取り組みたい方がいれば、県や事務局の県漁連と相談しながらやっていくこととなる。深曳定置の近くに石川から流れてきたかなり大きな漁具が放置されているが、そういったものを回収して処分する経費もここで対応したいと考えており、現在事務手続きを早急に行っている。

網谷会長から、シロエビの漁場がどう変化しているか、蓋を開けてみるとわからないところがある。海上保安庁の報告では、岩瀬地区のシロエビ漁場の場所が大きく崖崩れしているという情報もあり、網を入れるとどうなるかはわからない状況である。4月以降の被害についても対象になるのか。

辻本班長から、被害のとらえ方によるが、休漁や昨年より漁獲が減ったという被害は、漁獲共済で対応してもらうことになる。漁具の被害は、資料の3の漁船・漁具復旧支援事業費で、新たに購入した漁具に対しての支援ということで対応する。通常の操業ができずに減った部分と漁具が流失した部分で、使うメニューは幾らか違ってくると思う。

網谷会長から、新湊漁協も同様だと思うが、シロエビ漁については泣きつく場所を作ってもらえればと思う。

辻本班長から、現在皆様の協力や国会議員も含めて、漁協組合長にも動

いてもらい、要望活動をして、この予算措置ができている状況なので、また新たな問題や課題があれば県へ言ってほしい。

三國會長代理から、氷見漁協の建屋について、損傷はさほどではないが、目に見えておかしい箇所がある。例えば、天井と壁の隙間が開いてきた、外壁工事していたところが崩れて穴が現れた、外壁材のコーキングが切れてしまった、トイレの壁と天井に亀裂が入って少し開いている等がある。漁協でも保険に入っているが、保険会社が来て短時間で3%だと査定された。他の漁協は対応をどうしているか。

辻本班長から、資料の2にある共同利用施設の支援に該当し、まず漁協でどういった修理をするか、幾ら経費がかかるかの見込み額を県へ教えてほしいと伝えた。氷見漁協へは2月6日に説明し、専務に必要書類の提出をお願いしており、現在事務方で補助を受けるための資料を準備してもらっている。保険会社のように3%ということではなく、国は最低2分の1、県は10分の1、市も10分の1は確保できると思う。今後予算の折衝になるので、確定したことは言えないが、最低でも70%の補助となる。また、中小企業庁が生業支援再建交付金という一般企業に対する補助を出しているところだが、4分の3補助となっており、農林水産だけそこを下回るのは不公平感があるので、水産漁港課としては下回ることをしないように交渉しようと思っている。ただ、相手が財政課なので、了承してもらえるかどうかはわからない。今言える情報は、各漁協に対し、そこに向けた予算を積み上げる数字を用意してくださいとお願いしているところであるが、もう少し時間がかかる。漁協でも、全部来年度に修理するのは不可能だと思う。年度を分けてやっていかないと、1年度で何千万、何億というお金を出せないところもあると思う。どのような優先順位なのか、漁協の施設については、漁港を直してからでないとお金を直せないといった順番の問題もある。そこは水産漁港課の漁港係とも調整しながら進めていくこととなるので、少し長いスパンで見てほしい。

(6) 次回委員会

次回の委員会は、令和6年6月6日（木）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月15日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____